

宇部市公共下水道西部処理区運営事業

実施方針（素案）

令和5年10月31日

宇部市土木建設部

はじめに

宇部市は、宇部市公共下水道西部処理区運営事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく特定事業として実施することを計画している。

本実施方針（素案）は、今後 PFI 法第 5 条第 1 項の規定に基づき策定する実施方針に盛り込む主要な事項について取りまとめたものである。

目 次

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1 特定事業の事業内容に関する事項	1
(1) 事業の名称.....	1
(2) 公共施設等の管理者の名称.....	1
(3) 事業の背景・目的.....	1
(4) 基本運営方針.....	2
(5) 本事業の対象施設.....	2
(6) 事業方式	3
(7) 事業の範囲.....	3
(8) 事業期間	5
(9) 事業の費用負担	7
(10) 運営権対価.....	8
(11) 使用料及び利用料金	8
(12) 改築に関する留意事項	10
(13) 事業者が受領する権利・資産	10
2 特定事業の選定方法に関する事項	11
(1) 選定基準	11
(2) 選定結果の公表	11
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	12
1 募集及び選定方法	12
2 募集及び選定スケジュール	12
3 審査及び選定手続き	13
(1) 宇部市公共下水道西部処理区運営事業者選定委員会の設置	13
(2) 審査方法	13
(3) 審査結果の公表	13
(4) 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し	13
(5) 競争的対話の実施	13
4 応募者の参加資格要件	14
(1) 応募者の構成	14
(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	14
(3) 応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件	15
5 優先交渉権者選定後の手続き	15
(1) 基本協定の締結	15
(2) SPC の設立	16
(3) 優先交渉権者による運営準備行為	16
(4) 運営権の設定	16
(5) 実施契約の締結	16
(6) 事業者譲渡対象資産の譲受	16
(7) 事業の開始	17
6 提案書類の取扱い	17

(1) 著作権	17
(2) 特許権等	17
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	18
1 リスク分担の基本的な考え方	18
(1) 不可抗力	18
(2) 施設の瑕疵に関する責任	18
(3) 国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更	19
(4) 需要の変動	19
(5) 物価の変動	19
(6) 国補助金制度の変更等	19
2 対象事業におけるサービスの水準	19
3 事業実施状況のモニタリング	20
4 事業者に対するインセンティブ	20
5 要求水準違反時のペナルティ	20
6 保険	20
7 事業者の権利義務等に関する制限及び手続	20
(1) 運営権の処分	20
(2) 事業者の株式の新規発行及び処分	21
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	22
1 事業対象施設の立地に関する事項	22
(1) 所在地等	22
(2) 事業用地の貸付に関する事項	22
第5 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	23
1 実施契約に定めようとする事項	23
2 疑義が生じた場合の措置	23
3 管轄裁判所の指定	23
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	24
1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	24
(1) 事業者事由解除	24
(2) 市事由解除又は終了	24
(3) 不可抗力解除又は終了	25
(4) 特定法令等及び特定条例等変更解除	25
2 金融機関又は融資団と市との協議	25
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	26
1 法制上及び税制上の措置に関する事項	26
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	26
3 その他の措置及び支援に関する事項	26
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	27
1 本事業等に関する事項	27
(1) 実施に関して使用する言語及び通貨	27

(2) 提案書類の作成等に係る費用	27
(3) 情報提供	27
2 実施方針素案に関する質問等の受付.....	27
(1) 受付期間	27
(2) 提出方法	27
(3) 提出先.....	27
(4) 質問等に対するヒアリング	27
別紙 1 PFI 法等における用語と本事業における用語の関係性	28
別紙 2 利用料金設定割合の改定に関する事業者発意のケース	29
別紙 3 リスク分担表.....	30
別紙 4 西部浄化センター一般平面図.....	33
別紙 5－1 宇部市下水道処理区域一般平面図	34
別紙 5－2 宇部市下水道処理区域一般平面図（西部処理区拡大）	35

第1 特定事業の選定に関する事項

1 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業の名称

宇都市公共下水道西部処理区運営事業

(2) 公共施設等の管理者の名称

宇都市長 篠崎 圭二

(3) 事業の背景・目的

宇都市の下水道の歴史は、明治の終わりごろの簡易下水道工事着手まで遡り、第二次世界大戦後は戦災復興事業と併せて、昭和23年（1948年）に市街地の中心部を流れる真締川を境として東西の処理区に分割し、処理場2箇所を含む479ヘクタール（合流式下水道）の事業認可を受けたのが公共下水道事業の始まりである。この2処理区のうち、西部処理区は昭和36年5月に、東部処理区は昭和37年9月に供用開始した。

その後、分流式による事業に着手し、現在宇都市の公共下水道は、東部、西部、阿知須、楠の4処理区からなり、令和5年3月31日現在、事業計画面積4,178ヘクタールの区域内において整備を進め、3,501ヘクタールの整備を終えている。

宇都市全体の汚水人口普及率は、令和5年3月31日現在で79.0%となり、雨水については、整備率24.9%となっている。

下水道事業は、生活基盤を支える重要なインフラの1つであり、持続することが社会的な要請であるが、社会環境の変化、宇部・阿知須公共下水道組合の解散による事業の引継など宇都市の下水道を取り巻く環境は大きく変化しており、厳しい経営環境に直面している。

宇都市下水道事業の課題として、人口減少下の中で有収水量及び下水道使用料が減少することが見込まれる中、施設の老朽化や躯体の耐震化といった課題を有しており、更新に伴う費用の増加が予測されている。加えてこれまで下水道施設（浄化センター、ポンプ場及び管路）の維持管理業務については、市職員による直営方式で行っていたが、維持管理業務担当職員の減少に伴い、直営で維持管理する施設は縮小せざるを得なく、管路、ポンプ場及び西部処理区、楠処理区における浄化センターの包括的民間委託を実施している。

このような経営環境においても将来に渡って持続可能な下水道経営を確立することが急務となっている。

これらの実情を踏まえ、本事業は、西部浄化センターについて公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）を設定し、その他、西部処理区における運営権設定対象施設以外の施設については、包括的民間委託等により、民間事業者が本事業の遂行を目的として設立する特別目的会社である事業者が一体的に管理運営するものである。事業を長期間にわたり、一体的に管理運営することで、事業者の技術・経営ノウハウや創意工夫を活かした事業運営により、公共用水域の水質保全、脱炭素、経費削減、更新費用の抑制等、将来に渡って持続可能な下水道経営の確立を期待するものである。

さらに市で東部浄化センターの直営を継続し、職員の技術継承を図りながら、西部処理区における事業者との相互理解による相乗効果を期待し、新たな価値を行政と民間で「公」を共に創り出す施設維持の1つのモデルとなることを期待するものである。

(4) 基本運営方針

本事業をより適切に実施するため、市が公共施設等運営権（PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）の設定を受けた運営権者（PFI 法第 9 条第 4 項に規定する公共施設等運営権者をいう。以下「事業者」という。）に遵守を求める事業運営上最も重要と考える基本運営方針を以下に示す。

- ア 公共用水域の水質保全と地域住民の健全な生活環境の維持に努めること。
- イ 人口減少等に伴う下水道使用料の減少や施設の老朽化に伴う改築需要、一般会計繰入金の削減など、経営状況の変化を踏まえた経営の健全化、効率化に努め、持続可能な下水道事業運営を行うこと。
- ウ 施設の定期的な点検・診断により、安全性の確保や長寿命化を図るとともに、効率的かつ効果的な改築更新を行うこと。
- エ 脱炭素社会の実現に向けて、省エネ・創エネに取り組み、温室効果ガス排出量の低減を図ること。また、発生汚泥等の下水道資源の有効利用に取り組むこと。
- オ 市職員の技術継承と運営権者のノウハウや創意工夫、また、デジタル・トランスフォーメーション等の最先端技術を共有する「宇都市モデル」を構築し、共創による運転管理に努めること
- カ 安全で安心な社会インフラを維持するために、定期的な防災訓練やパトロール等を実施し災害時に備え、災害や事故が発生した場合に迅速かつ的確に対応できる体制づくりに努めること。
- キ 地元企業との連携を図り、地域資源の活用や人材の雇用、地域住民等との協働による地域貢献等、地域経済の成長や地域社会の持続的発展に貢献すること。

(5) 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。

- ア 西部浄化センター
- イ 小串ポンプ場
- ウ 浜田ポンプ場
- エ 真締川ポンプ場
- オ 厚南ポンプ場
- カ マンホールポンプ施設等（桃山マンホールポンプ場、北小羽山マンホールポンプ場、厚南 3-4 マンホールポンプ場、中川揚砂ポンプ場、中川除塵機）

上記アを「運営権設定対象施設」とする。

なお、西部浄化センター内に施設・設備を新設した場合は、工事ごとに完工したものから、上記アに含まれるものとする。

また、本市玉川ポンプ場について、令和 26 年 3 月 31 日まで包括的民間委託が実施されており、その終了の約 1 年前から事業範囲に含めるかについて、市と事業者が協議の場を持ち、双方が合意した場合、包括的民間委託の事業範囲に含めるものとする。

(6) 事業方式

本事業のうち、運営権設定対象施設については、PFI 法第 16 条の規定に基づき実施する公共施設等運営事業とする。その他、運営権設定対象施設以外の施設については、本事業の遂行を目的として事業者によって設立される特別目的会社が包括的民間委託により、一体的に管理運営するものとする。

■ 対象施設の事業方式

事業方式	対象施設		備考
公共施設等運営事業	処理場	西部浄化センター	分流・合流式汚水
包括的民間委託 ¹	ポンプ場	小串ポンプ場	分流式汚水・雨水
		浜田ポンプ場	分流式汚水
		真締川ポンプ場	合流式汚水・雨水
		厚南ポンプ場	分流式汚水
	マンホールポンプ施設等	桃山マンホールポンプ場	分流式汚水
		北小羽山マンホールポンプ場	分流式汚水
		厚南 3-4 マンホールポンプ場	分流式汚水
		中川揚砂ポンプ場	分流式雨水
		中川除塵機	分流式雨水

(7) 事業の範囲

本事業の範囲は以下のとおりとする。各業務の内容及び要求水準の詳細は、別途公表する要求水準書（案）において示す。

なお、事業者は、本事業期間中、本事業に係る業務のうち、事業契約（公共施設等運営事業について規定する公共施設等運営権実施契約を含む）に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせること（以下、「再委託」という。）ができる。

本事業を実施する上で、事業者が遵守すべき制限や手続等を含め、本事業における詳細な実施条件については、要求水準書（案）、実施契約書（案）の公表時に示す。

ア 公共施設等運営事業

① 義務事業

(ア) 経営に関する業務

- ・事業計画書の作成
- ・実施体制の確保
- ・財務管理
- ・内部統制
- ・危機管理
- ・情報公開
- ・利用料金の收受

¹ 雨水に関する事項は、募集要項等の公表時に示す。

- ・モニタリング
- ・技術管理
- ・環境対策
- ・地域貢献
- ・その他必要な事項

(イ) 維持管理に関する業務

1) 運転管理業務

- ・監視、運転操作及び制御
- ・水量・水質等の監視及び制御
- ・水質検査及び水質管理
- ・エネルギー管理及びユーティリティ管理
- ・廃棄物の適正処理
- ・その他必要な事項

2) 保全管理業務

- ・保守点検
- ・調査
- ・修繕
- ・その他必要な事項

(ウ) 改築に関する業務

- ・改築
- ・交付金の申請への協力
- ・会計検査への協力
- ・その他必要な事項

(エ) その他の業務

- ・市の計画業務策定に対する協力
- ・その他必要な事項

② 附帯事業

附帯事業とは、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく既存の処理工程を継続しても構わない。

市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に事業者の実施義務を定めることとする。

③ 任意事業

任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は

必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。

事業者は、関係法令を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて事業者の責によるものとする。

なお、任意事業の実施にあたり、本事業用地及び施設を活用する場合で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適化法」という。）第 22 条に基づく財産の処分が必要な場合は、市が必要な手続きを行い、補助金の返還が必要な場合には、事業者が相当額を負担するものとする。

イ 包括的民間委託

① 運転管理業務

- ・運転操作・監視業務
- ・調達管理業務
- ・廃棄物管理業務
- ・その他必要な業務

② 保全管理業務

- ・保守点検業務
- ・調査業務
- ・修繕業務
- ・その他必要な業務

③ その他の業務

- ・市の計画業務策定に対する協力業務
- ・各業務に対する計画業務
- ・環境保全業務
- ・安全衛生管理業務
- ・その他必要な業務

(8) 事業期間

ア 本事業の事業期間

本事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、運営権設定対象施設に対して、運営権の設定がなされた日（以下「運営権設定日」という。）の 30 年を経過する日が属する事業年度末（第 1_1 (8) イの規定により本事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「本事業終了日」という。）までとする。本事業開始日以降に、本契約が解除され又は終了した場合、本事業終了日を本契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

現時点において、本事業開始日は令和 8 年 4 月 1 日を予定している。また、本事業期間の延長がない場合、本事業終了日は令和 38 年 3 月 31 日を予定している。

なお、事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間を指す。

イ 本事業期間の延長

不可抗力事象発生や市の計画変更等の実施契約に定める事由が生じた場合、市及び事業者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、市と事業者が協議により第1_1(8)ウの規定の範囲内で両者が合意した合理的な期間だけ、本事業期間を延長することができる（以下かかる期間延長を「合意延長」という。）。

なお、合意延長の実施は1回に限るものではないが、延長する場合においても延長期間は合計で5年を超えることができない。

詳細は実施契約書（案）において示す。

ウ 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から30年後を経過する日が属する事業年度末までとする。

なお、運営権の存続期間は、本事業期間の延長があった場合を含め、運営権設定日の35年後を経過する日が属する事業年度の末日を超えることはできない。

エ 本事業期間終了時の取扱い

① 運営権

本事業終了日に運営権は消滅する。

② 運営権設定対象施設の引き渡し

本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日において、事業者は、運営権設定対象施設を市又は市の指定する者に引き渡さなければならない。

③ 本事業に係る事業者が所有する資産等

市は、事業者が所有する任意事業等に係る資産のうち、必要と認めた場合、残存価値を勘案し買い取ることができる。

本事業の実施のために、事業者が本事業用地及び施設内に所有する資産（市又は市の指定する者が買い取る資産を除く。）については、すべて事業者の責任において処分しなければならない。

本事業用地及び施設については、本事業終了日に公有財産賃借契約が解除され、事業者は原則として自らの費用負担により原状に復して市又は市の指定する者に引き渡さなければならない。ただし、市又は市の指定する者が買い取る資産が本事業用地上に存在する場合には、現状有姿で引き渡す。

なお、買取の方法等については、実施契約書（案）の公表時に示す。

④ 業務の引継ぎ

市又は市の指定する者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、事業者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。

表 1 予定事業期間

内容	期日
運営権設定日	令和 7 年 10 月
本事業の継承等	令和 7 年 10 月～令和 8 年 3 月
本事業開始日	令和 8 年 4 月 1 日
本事業終了日・運営権存続終了日	令和 38 年 3 月 31 日 ※令和 43 年 3 月 31 日（最大延長した場合）

(9) 事業の費用負担

ア 公共施設等運営事業

事業者は、下記により本事業の実施に要する費用を負担する。その負担予定額等の詳細は市と選定事業者との協議の上、実施契約に定める。

① 義務事業及び附帯事業

(ア) 経営に関する業務

事業者は、経営に関する費用の全てを負担する。

(イ) 維持管理に関する業務

事業者は、維持管理に関する費用の全てを負担する。

(ウ) 改築に関する業務

市は、改築に関する設計・工事の費用（監理・監督に係る費用を含む）を負担する。市は、負担額の支払いにあたり、借入金、国庫補助金及び内部留保資金を充当する予定である。

事業者は、改築に関する設計・工事費用以外の企画・調整等の費用を負担する。

なお、事業者が自ら行う改築に関する設計・工事の費用（監理・監督に係る費用を含む）については、事業者が負担する。

(エ) その他の業務

事業者は、その他の業務に関する費用の全てを負担する。

② 任意事業

事業者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。

なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理にあたっては義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

イ 包括的民間委託

市は、包括的民間委託に関する費用の全てを負担する。

なお、市は、負担額の支払いにあたり、サービス購入費として事業者へ支払うものとし、その負担予定額等の詳細は市と選定事業者との協議の上、実施契約に定める。

(10) 運営権対価

事業者は、義務事業及び附帯事業に係る運営権の設定に対する対価（以下「運営権対価」という。）を市に支払うものとする。運営権対価は、0円以上とし、支払方法は、本事業開始までに一括又は事業期間にわたり分割して支払うものとして、優先交渉権者選定時の応募者の提案によるものとする。

また、事業者は事業期間の合意延長の実施の有無にかかわらず、対価の追加的支払請求を受けることはない。

(11) 使用料及び利用料金

ア 使用料及び利用料金の定義

本事業期間中、西部処理区の使用者は、市に対する使用料と事業者に対する利用料金を支払うものとする。本実施方針では、本処理区に係る使用料と利用料金を併せたものを使用料及び利用料金（以下「使用料等」という。）と称する。

なお、使用料等の算出方法は、宇部市下水道条例の規定に基づくものとし、使用者が支払う金額は、汚水排出量が同じであれば、西部処理区と他の処理区で同一となる。

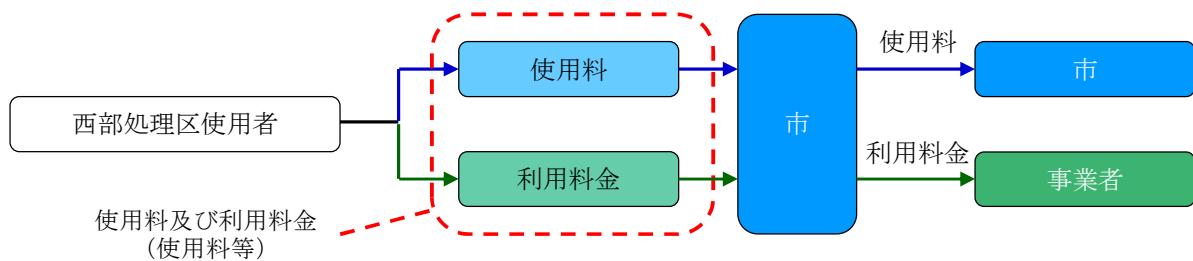


図 1 料金の名称

イ 使用料等の改定

市は、宇部市下水道条例で定める使用料等の改定（以下「料金改定」という。）の必要性を計画的に検討し、必要に応じ改定を行う。

事業者は、隨時、料金改定に関して市に提案できるものとし、事業者から提案があった場合には、市と事業者は協議を行う。

なお、あわせて利用料金割合（第1_1 (11) エに示す利用料金設定割合をいう。）の改定について協議を行う。この場合、当該時点での国内及び市域の経済動向、本市の下水道事業会計の財政状況等を勘案しつつ、事業計画の達成度を評価し、適切に協議を行うものとする。

ウ 利用料金の定義

本事業期間中、市は業務分担に応じた額を使用料等として收受し、事業者は、業務分担に応じた額をPFI法第2条第6項に規定する利用料金として收受するものとする。

実施契約とは別に市及び事業者が締結する契約に基づき、市は、事業者を代行して利用料金を市が受け取る使用料や水道料金と併せて徴収する。市は、徴収した利用料金を一定期間保管し、事業者に送金する。

なお、市は、第3_5に示す要求水準違反違約金及び第6_1 (1) イに示す契約解除違約金が発生したときは、自ら保管した利用料金を引き当てることができる。

エ 利用料金の設定

事業者は、利用料金を本処理区使用者から收受する。

当該利用料金は、第1_1 (11)アに示す使用料等に対して、一定の割合（以下「利用料金設定割合」という。）を乗じて算定するものとする。市は、義務事業及び附帯事業につき当該事業の実施に必要な経費及び次の才に示す構成に基づき、利用料金設定割合を定める。利用料金設定割合は、本事業に係る実施方針に関する条例等にその範囲を定め、規定する。

なお、応募者が提案時に用いる利用料金設定割合は、事業者からの提案とし、詳細は、市が募集要項等公表時に示す。

オ 利用料金の構成内容

事業者が收受する利用料金の構成は公共施設等運営事業に関する業務のうち表2のとおりとする。

表2 利用料金の構成

項目	内容	
経営	一般管理費	経営全般に係るもの
	支払利息	事業者に係る支払利息
	租税公課	事業者に係る税金等
維持管理	修繕費	修繕に係るもの
	ユーティリティ費	電気、薬品、消耗品及び燃料等の調達に係るもの
	処理場運転費	処理場の運転に係るもの
	保守管理費	保守点検等に係るもの
	利用料金収受費	利用料金収受に係るもの
	廃棄物処理費	廃棄物処理に係るもの
	その他費用	その他業務に係るもの
利潤	利潤	経営に必要な利潤

カ 利用料金設定割合の改定

① 事業者の提案による利用料金設定割合の改定

事業者は、第1_1 (11)イに示す料金改定に伴う利用料金設定割合の改定に関わらず、隨時、利用料金設定割合の改定に関して市に提案できるものとする。この場合、第1_1 (11)イと同様に当該時点での国内及び市域の経済動向、本市の下水道事業会計の財政状況等を勘案しつつ、事業計画の達成度を評価し、適切に協議を行うものとする。

② 事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定

直近の利用料金設定割合の設定（改定）時から、事業環境が著しく変化し、事業者の経営に影響を及ぼす場合、必要に応じて利用料金設定割合の改定を行う。事業環境の著しい変化とは、以下に示すものとし、詳細は実施契約書（案）に示す。

(ア) 急激な社会情勢等の変化に伴う需要変動により、事業者が收受する利用料金が著しく

減少し、さらに継続的に事業者の収入が減少することが予想される場合

(イ) 電力料金単価等の物価が著しく変動し、さらに継続的に事業者の負担が増加することが予想される場合

(ウ) 法令等、税制等の変更又は市の計画変更により、事業者が負担する費用が著しく増加する場合

(エ) その他市が必要と認める場合

上記(ア)から(ウ)までのほか、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合、市は、利用料金設定割合の改定について事業者に協議を申し入れることができる。

なお、利用料金設定割合の改定に関する事業者発意のケースについては、別紙2を参照のこと

キ 利用料金の未納者への対応

西部処理区における未納者への支払いの催促等については、市が事業者に代わって実施する。

ただし、未収の利用料金は事業者の債権であり、債権回収は民法上の手続きにより事業者が行う。この際、債権回収の時期等については、市と協議し行うものとする。

詳細については実施契約書（案）の公表時に示す。

(12) 改築に関する留意事項

ア 改築の実施

事業者は、実施契約に基づき対象施設の改築を行う。ただし、市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、事業者と協議の上、対象施設について、市が改築を行うことがある。その場合、事業者は市に協力するものとする。

イ 改築を行った施設の所有

市又は事業者が改築を行った対象施設は、市の所有に属するものとする。

ウ 改築の対象

改築の対象は、要求水準書（案）に示すとおりとする。

なお、応募者の提案を妨げるものではないが、改築は、国補助金の対象となるものを基本とする。ただし、協議の上、市が公益上を理由に必要であると判断したときは、国補助金の対象とならない改築も実施可能とする。

エ 本事業開始後に市が実施することを予定している工事

本事業開始後に市が実施する工事のうち、事業者の業務に調整が必要となる工事について、事業者は、市と協議の上、協力するものとする。

(13) 事業者が受領する権利・資産

本事業が開始日までに事業者が受領する権利・資産は、以下のとおりとする。

- ① 運営権
西部浄化センターに設定される権利
- ② 本事業用地の使用権
公有財産賃貸借契約による本事業用地及び施設等の使用権
- ③ 事業者譲渡対象資産
本事業の運営に必要な備品及び消耗品等の資産

2 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 選定基準

市は、本事業について、以下に示す判断基準に基づいて客観的評価を行った上で、市自らが実施した時と比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に本事業を PFI 法第 7 条に基づき、同法第 2 条第 4 項に規定する選定事業とする。

ア 事業期間を通じた市の財政負担の軽減が期待できること。

イ 市の財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービス水準の向上が期待できること。

(2) 選定結果の公表

市は、本事業を PFI 法第 2 条第 4 項に規定する選定事業とした場合は、その判断の結果を、その評価の内容と併せて、市のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業の優先交渉権者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

2 募集及び選定スケジュール

実施方針素案の公表後のスケジュールは概ね以下のとおりである。

表 3 民間事業者の募集・選定スケジュール

時期	内容
令和5年10月	実施方針素案の公表
令和5年11月～12月	実施方針素案に関する質問等の受付、回答
令和6年6月	実施方針の公表、特定事業の選定・公表
令和6年6月～7月	実施方針に関する説明会及び現地説明会
令和6年6月～7月	実施方針に関する質問等の受付、回答
令和6年7月	募集要項等（要求水準書（案）、優先交渉権者選定基準、基本協定書（案）・実施契約書（案））の公表
令和6年7月～8月	募集要項等に関する説明会
令和6年7月～8月	募集要項等に関する質問等の受付、回答
令和6年9月	参加資格審査書類の受付
令和6年9月～12月	競争的対話の実施
令和7年1月	提案書類の提出期限
令和7年3月末	優先交渉権者の選定
令和7年4月末	基本協定の締結
令和7年10月	運営権設定、実施契約の締結
令和8年4月1日	本事業開始

3 審査及び選定手続き

(1) 宇部市公共下水道西部処理区運営事業者選定委員会の設置

市では、優先交渉権者の選定にあたり、PFI 法第 11 条に規定する客観的な評価を行うために、学識経験を有する者等からなる宇部市公共下水道西部処理区運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置した。

選定委員会では、優先交渉権者選定基準の検討や技術提案等の審査及び評価などを行う。選定委員会の委員は以下のとおりである。

なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、委員に対して、直接、間接を問わず接触を試みた場合は、本事業の応募参加資格を失う。

委員長 加藤 裕之（東京大学特任准教授）

副委員長 進士 正人（山口大学理事・副学長）

委員 富本 幾文（山口大学経済学部教授（特命））

委員 菅原 正明（菅原正明公認会計士・税理士事務所 代表）

委員 村上 守（宇部市土木建設部長）

(2) 審査方法

審査は、資格審査及び提案内容の審査を行う。市は、選定委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、具体的な優先交渉権者選定基準は、募集要項等公表時に示すが、基本運営方針に沿った事業運営がより適切に実施されると見込まれ、かつ創意工夫が認められる提案かどうかの観点から評価を行う。

(3) 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに市のホームページへの掲載、その他適宜の方法により公表する。

(4) 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し

民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がない、又はいずれの応募者も市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、市が本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、市は、その旨を市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(5) 競争的対話の実施

市は、参加資格審査終了後、参加資格があるとされた者に対し、提案書類の提出までに競争的対話をを行い、その結果を踏まえ、実施契約書（案）、要求水準書（案）等の調整を行う。競争的対話の結果は、期間終了後、終了宣言として公表する。

なお、競争的対話によって、応募者を絞り込むことはしない。

4 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、第1_1(7)に掲げる業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- ② 本事業を実施する者として選定されたコンソーシアムは、基本協定の締結後、事業開始の開始日前の市が指定する日までに特別目的会社（以下「SPC」という。）を会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として宇部市内に設立するものとする。
- ③ 応募者は、応募企業、コンソーシアムを構成する企業（以下「コンソーシアム構成員」という。）の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ④ コンソーシアムにあってはコンソーシアム構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ⑤ 応募企業又はコンソーシアム構成員は、事業者に出資して本議決権株式（第3_7(2)に定める本議決権株式をいう。）すべての割当てを受けるものとする。
- ⑥ 参加資格審査書類の提出以降、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更は原則として認めない。ただし、コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募企業又はコンソーシアム構成員が第2_4(2)及び第2_4(3)の参加資格要件を満たさなくなった場合、応募企業又はコンソーシアム構成員を支配している者が変更された場合、又は、新たに第三者に支配された場合は、市に速やかに通知しなければならない。
- ⑦ 参加資格審査書類の提出以降、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。

(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② PFI法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 参加資格審査書類の提出期限の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、宇部市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑤ 市が発注した「西部処理区コンセッション事業に伴う導入可能性調査委託」を受託した株式会社NJS又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- ⑥ 市が発注した「西部処理区コンセッション発注支援業務委託」を受託した株式会社NJS及び当該業務において提携関係にあるもの又はこれらの者と資本面若しくは人事面等に

おいて一定の関連のある者でないこと。

- ⑦ 第2_3 (1) に示す選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- ⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- ⑨ 本市の市議会議員が役員等となっている法人（主として本市の公共施設等事業者の業務、本市の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。）に該当しない者であること。
- ⑩ 本市の市長、副市長、委員会の委員又は委員が役員等となっている法人に該当しない者であること。
- ⑪ 上記⑤から⑩までに定める者を本事業の応募に関連するアドバイザーに起用していないこと。
- ⑫ 応募企業又はコンソーシアム構成員は、法人税、事業税、消費税、地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑬ 応募企業又はコンソーシアム構成員は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険（以下、「社会保険」という。）に事業主として事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

(3) 応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件

応募企業は、次のいずれも満たすこと。コンソーシアムにあっては、①を満たすコンソーシアム構成員及び②を満たすコンソーシアム構成員から構成されていること。

なお、①を満たすコンソーシアム構成員と②を満たすコンソーシアム構成員が同一企業であることは妨げない。

- ① 下水道法施行令第15条及び同第15条の3に定める資格要件のうち、維持管理（処理施設・ポンプ施設（関連インフラを含む））に準拠した資格を有する者を配置できること。
- ② 処理場、ポンプ場における維持管理業務を受託した実績を同一施設で連續して3年以上有していること。

5 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に実施契約の

締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。

なお、市は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

(2) SPC の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、SPC として、会社法に規定する株式会社を宇都市内に速やかに設立しなければならない。本事業期間中は SPC の本社所在地を宇都市外に移転させないものとする。

なお、SPC が発行する全ての株式は、譲渡の承認には、SPC の承認機関に加えて市の承諾を必要とする。

(3) 優先交渉権者による運営準備行為

優先交渉権者は、SPC の設立や実施契約の締結準備と並行して、運営開始に向けた準備行為として、現地調査を実施することができるほか、本事業等を円滑に開始するために市と協議を行う。

(4) 運営権の設定

市は、PFI 法第 19 条第 4 項に定める運営権設定に係る議会の議決を得た上で、SPC に対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、事業者は、運営権登録令（平成 23 年政令第 356 号）に従って運営権の設定登録を行う。

(5) 実施契約の締結

市と事業者は、実施契約書（案）の内容に従い、運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。

なお、市は、競争的対話に基づいて調整された実施契約書(案)の修正には、原則として応じない。

また、市は、実施契約の締結後、本事業開始日までに以下の手続を含む実施契約に定める条件を充足する。

- ① 事業者との間の事業者譲渡対象資産に係る物品譲渡契約の締結
- ② 事業者との間の本事業用地に係る公有財産賃貸借契約の締結

なお、市は、PFI 法第 19 条第 3 項及び第 22 条第 2 項の定める事項を市ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(6) 事業者譲渡対象資産の譲受

事業者は、本事業開始日に事業者譲渡対象資産を市から譲り受ける。

譲渡手続は、市が作成した予定価格に対し、事業者が見積書を提出する方法で行う。事業者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、市と事業者は事業者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、事業者は、当該契約の定めに従って市が指定する期日に一括払いでの支払い、事業者譲渡対象資産を取得する。

(7) 事業の開始

事業者は、実施契約に定める本事業開始日に事業を開始する。開始に当たっては、事業者が業務の引継ぎ等の実施契約上の義務を履行していることを前提条件とする。

6 提案書類の取扱い

(1) 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属する。ただし、市が本事業の公表等に関し、必要と判断した場合は、無償で使用できるものとする。また、事業者以外の提案については、本事業の公表以外の目的には使用しない。

なお、提出を受けた書類は、返却しない。

(2) 特許権等

市は、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことによる起因する責任は負わない。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるることを基本的な考え方とする。

事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、実施契約等に特段の定めのない限り、事業者が負うものとする。

現時点で想定しているリスクとその概略を別紙3にリスク分担表として示す。

なお、市及び事業者の両者での対応が必要な事項や分担の境界については必要に応じて協議を行う。説明責任はリスク分担表の負担者を基本とする。

個別のリスクにおける具体的な分担内容については、実施契約書（案）などに詳細を規定する。

(1) 不可抗力

- ① 市及び事業者のいずれの責めにも帰すべからざる天災（豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波等）、人為的事象（戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロ等）、その他（放火、第三者の悪意及び過失など）、本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等実施契約に定める一定の要件を満たした事象（以下「不可抗力」という。）が生じた場合又は発生の恐れがある場合、事業者は直ちにその内容を市に通知する。また、事業者は要求水準に基づき自らが作成する BCP（Business Continuity Plan）に従い初期対応を行う。
- ② 市が事業の継続のために必要と判断した場合、事業者は市の指示に従う義務がある。
- ③ 市は事業者に対し、不可抗力による事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、市は不可抗力により履行困難となった事業者の契約上の義務履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。
- ④ 市と事業者は、協議の上、復旧スケジュールや公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく国庫負担の申請等、事業の復旧に向けて必要となる事業継続措置とその後の役割分担を定め、それぞれ当該事業継続措置に従うものとする。
- ⑤ 不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づき原則として市が負担する。ただし、災害復旧事業等の復旧に要する総事業費が一定額未満のもの、事業者による設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたと認められるもの及び維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるものについては、事業者の負担とする。

(2) 施設の瑕疵に関する責任

- ① 運営権設定対象施設及び事業者譲渡対象資産に隠れたる物理的な瑕疵があった場合、本事業開始後1年以内に限り、事業者は市に対して瑕疵担保請求を行うことができる。また、事業者が当該瑕疵を発見することが困難であったと認められる場合（水槽内等の密閉空間等の目視確認不可箇所）は、事業開始後1年を超えた場合でも、当該瑕疵に起因する費用等を市が負担することとし、その方法は、市及び事業者の協議により定める。ただし、対象施設の点検・調査後は、事業者の負担とする。

- ② 運営権設定対象施設及び事業者から市への譲渡対象資産に隠れたる瑕疵があった場合、本事業終了日から1年以内に限り、市は事業者に対して瑕疵担保請求を行うことができる。

(3) 国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更

- ① 本事業期間中に、下水道事業における公共施設等運営事業にのみ適用され、事業者に不利な影響を及ぼす国の法令及び政策等の変更により実施契約に定める一定の事由（以下「特定法令等変更」という。）が生じた場合、市及び事業者に生じた損失は各自が負担する。
- ② 本事業期間中に、本事業にのみ適用され、事業者に不利な影響を及ぼす市の条例及び政策等の変更により実施契約に定める一定の事由（以下「特定条例等変更」という。）が生じた場合、当該特定条例等変更によって事業者に生じた損失に係る負担については、市が負担することとし、その方法は、市及び事業者の協議により定める。

(4) 需要の変動

- ① 需要変動に起因する利用料金の増減に関しては、原則として、事業者が負う。ただし、第1_1 (11) カ②(ア)に規定するとおり、事業者が収受する利用料金が著しく減少し、さらに継続的に事業者の収入が減少することが予想される場合、必要に応じて利用料金設定割合の改定を行う。

(5) 物価の変動

- ① 物価の変動に起因する事業者負担コストの増減に関しては、原則として、事業者が負う。ただし、第1_1 (11) カ②(イ)に規定するとおり、事業者が収受する利用料金が著しく減少し、さらに継続的に事業者の収入が減少することが予想される場合、必要に応じて利用料金設定割合の改定を行う。

(6) 国補助金制度の変更等

- ① 国補助金制度が変更される場合においては、市と事業者は、協議の上、契約継続等に向けた措置を講ずる。
- ② 国補助金の要望額に対して交付額が相違する場合においては、市と事業者は、協議の上、で計画の見直しなどを行い、交付額に応じた事業の実施を原則とする。

2 対象事業におけるサービスの水準

事業者は、市と日常的な連絡・調整を図りながら、事業対象施設等の維持管理を行い、流入量に応じてポンプを適切に運転し、管路に流入した下水を円滑に処理施設に流入させる。また、処理施設の放流水が、要求水準に定める放流水の水質基準を満たすよう下水を処理するとともに、汚泥を適正処理する。事業者は、不可抗力事象が生じた場合においても、自ら適切に対応するものとする。

なお、詳細については、要求水準書（案）に示す。

3 事業実施状況のモニタリング

事業者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、事業者によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリング及び第三者によるモニタリングを行う予定である。

なお、詳細については、モニタリング基本計画書（案）の公表時に示す。

4 事業者に対するインセンティブ

事業者の創意工夫、効率的な運転管理によって生じる経費節減による支出減については、原則として全額を事業者に帰属させるものとする。

また、包括的民間委託に関しては、契約期間が長期にわたるため、要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、契約後に新たな提案（効果的な手法、新技術導入等）により縮減した場合、縮減額に関してプロフィットシェア（入札時に提出する計画以上に縮減した場合、縮減分を市と事業者でシェアする）を導入する予定である。

5 要求水準違反時のペナルティ

事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守することができなかった場合、市は、事業者に改善措置を求めるとともに、未達のレベルに応じた要求水準違反違約金（以下「ペナルティ」という。）を課す。事業者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と市が判断する場合、市は事業者に代わり、本事業等を実施することができる。

なお、要求水準違反が発生した場合の原因判定方法及び具体的なペナルティの算出方法については、モニタリング基本計画書（案）の公表時に示す。

6 保険

事業者は、募集要項等に基づき、損害賠償保険、その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを持ちに市に提示しなければならない。

7 事業者の権利義務等に関する制限及び手続

(1) 運営権の処分

事業者は、市の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業について市との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。

ただし、事業者は、PFI 法第 26 条第 2 項に基づく市の許可をあらかじめ得た場合には、運営権を譲渡することができる。

なお、市は、当該許可をしようとするときは、議会の議決を経てこれを行う。市は、運営権の譲渡を許可する場合は、少なくとも以下を含む条件を付す。

- ① 謙受人が、本事業における事業者の実施契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、市に対して承諾書を提出すること
- ② 謙受人が、事業者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること
- ③ 謙受人の株主が、市に対して基本協定に定める株主誓約書（以下「株主誓約書」という。）

を提出すること

また、事業者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、市は合理的な理由なくこれを拒否しない。

ただし、市と金融機関等との間で、実施契約等に規定する事項を定めた協定書が締結されることを条件とする。

(2) 事業者の株式の新規発行及び処分

事業者は、事業者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）及び事業者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（以下「本完全無議決権株式」という。）のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、事業者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定（以下「処分」と総称する。）について、以下のとおり市は原則として関与しないものとする。他方、事業者が発行する本議決権株式については、本事業が担うべき公共性、危機管理等公共インフラとしての役割を担保する観点から、その新規発行及び処分について、以下のとおり一定の制限を課すものとする。

ア 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、事業者は、会社法（平成17年法律第86号）の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

イ 本議決権株式

本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自ら保有する本議決権株式を、①他の本議決権株主又は②市との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（事業者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、市の事前の承認を受ける必要がある。

また、事業者は、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規発行する場合には、市の事前の承認を受ける必要がある。

市は、本議決権株式の譲受人が、基本協定又は株主誓約書に定める一定の資格要件を満たしており、かつ本議決権株式の処分が事業者の事業実施の継続及び適切な運営を阻害しないと判断する場合には、処分を承認する。

本議決権株式の譲受人は、株主誓約書を、市に対して提出しなければならない。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 事業対象施設の立地に関する事項

(1) 所在地等

運営権設定対象施設の本事業用地は、以下のとおりである。

表 4 本事業所在地

運営権設定対象施設	所在地
西部浄化センター	宇部市大字藤曲字沖土手下 2449-1

(2) 事業用地の貸付に関する事項

本事業用地はすべて地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条に規定する公有財産であり、財産の分類は同法第 238 条第 4 項に規定する行政財産にあたる。事業者が義務事業を行うにあたっては、実施契約のほかに公有財産賃貸借契約又は使用許可を必要としない。一方、事業者が第 11 (7) ア③に示す任意事業を行う場合には、市と事業者は公有財産賃貸借契約を締結し、本事業期間中は本事業用地を使用できるようにする。

第5 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 実施契約に定めようとする事項

実施契約に定める主な事項は次のとおりである。

- ① 総則
- ② 本事業の承継等その他準備
- ③ 公共施設等運営権
- ④ 本事業等
- ⑤ その他の事業実施条件
- ⑥ 計画及び報告
- ⑦ 改築業務等
- ⑧ 利用料金の設定及び収受等
- ⑨ リスク分担
- ⑩ 適正な業務の確保
- ⑪ 誓約事項
- ⑫ 契約の期間及び期間満了に伴う措置
- ⑬ 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置
- ⑭ 知的財産権
- ⑮ その他

2 疑義が生じた場合の措置

実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、市と事業者が誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

なお、協議の方法等については、実施契約において定める。

3 管轄裁判所の指定

実施契約に関連して発生したすべての紛争については、山口地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり実施契約を終了するものとする。この場合、事業者は、実施契約の定めるところにより、市又は市の指定する第三者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとし、事業者の資産等については、第1_1(8)エ③と同様の取扱いとする。

なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書（案）の公表時に示す。

(1) 事業者事由解除

ア 解除事由

- ① 事業者が実施契約上の義務に違反する等、実施契約に定める一定の事由が生じたときは、市は、当該事由に応じ、催告をして、又は催告を経ることなく、実施契約を解除することができる。
- ② 財務状況の著しい悪化、その他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、市は、実施契約を解除することができる。

イ 解除措置

- ① 市は運営権を取り消す。
- ② 事業者は、市に対し、実施契約に定める契約解除違約金を支払う。また、市の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は事業者の支払額からこれを控除する。
- ③ 事業者は、残事業期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとするが、市は、残事業期間に係る運営権対価前払金を清算しない。

(2) 市事由解除又は終了

ア 解除又は終了事由

- ① 市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、事業者に対し、6ヶ月以上前に通知することにより実施契約を解除することができる。
- ② 事業者は、市の責めに帰すべき事由により、一定期間、市が実施契約上の重大な義務を履行しない場合、又は、実施契約の履行が不能となった場合は、実施契約を解除することができる。
- ③ 市が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったときは、当該運営権設定対象施設に係る本事業等との関係においてのみ実施契約を終了するものとする。

イ 解除又は終了措置

- ① 市が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったことによる契約終了の場合、運営権は当然に消滅する。その他の場合には、市は運営権を取り消す。
- ② 市は、事業者に対し、当該解除による事業者の損失相当額を支払う。また、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は市の支払額からこれを控除する。
- ③ 事業者は、残事業期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとし、市は、

残事業期間に係る運営権対価前払金を清算する。

(3) 不可抗力解除又は終了

ア 解除又は終了事由

- ① 不可抗力により運営権設定対象施設が滅失したときは、実施契約は当然に終了する。
- ② 不可抗力を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを策定、承認することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、市は実施契約を解除する。

イ 解除又は終了措置

- ① 不可抗力により運営権設定対象施設が滅失したときは、運営権は当然に消滅する。
- ② 不可抗力により実施契約を解除する場合、事業者は、市の選択に従い、運営権の放棄又は市の指定する者に対する無償譲渡を行うこととし、当該不可抗力により市及び事業者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。
- ③ 事業者は、残事業期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとし、市は、残事業期間に係る運営権対価前払金を清算する。

(4) 特定法令等及び特定条例等変更解除

ア 解除事由

- ① 特定法令等及び特定条例等変更により事業者が本事業を継続することができなくなったときは、市又は事業者は実施契約を解除することができる。

イ 解除措置

- ① 市は運営権を取り消す。
- ② 特定法令等及び特定条例等変更により市及び事業者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。
- ③ 事業者は、残事業期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとし、市は、残事業期間に係る運営権対価前払金を清算する。

2 金融機関又は融資団と市との協議

市は、本事業の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、一定の事項について、事業者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

3 その他の措置及び支援に関する事項

市は、事業者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市と事業者で協議する。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 本事業等に関する事項

(1) 実施に関して使用する言語及び通貨

本事業等の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

(2) 提案書類の作成等に係る費用

提案書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

(3) 情報提供

本事業等に関する情報提供は、ホームページ等を通じて適宜行う。

2 実施方針素案に関する質問等の受付

(1) 受付期間

令和5年11月1日（水）9時～令和5年11月14日（火）17時まで

(2) 提出方法

電子メールによる送信のみ受け付ける。

質問等については、内容を簡潔にまとめ、様式1（実施方針素案に関する質問書）に記入の上、電子メールの添付ファイルとして、下記アドレス宛に送信すること。使用するソフトは「Microsoft Excel」とし、ファイル名は提出者名とすること。

また、提出件名は「西部処理区運営事業 質問書 ●●」（●●は提出者名）とすることとし、提出者の名前、所在地、電話及びE-Mailアドレスを記載すること。なお、電子メールの送信後、下記問合せ先に電話で着信確認を行うこと。

(3) 提出先

提出先は、以下のとおりとする。

宇部市 土木建設部 下水道経営課

担当：國司、中尾

住所：〒755-0027 宇部市港町一丁目11番30号

T E L：0836-21-2191（電子メール着信確認に関する問合せ先）

E-Mail：suisui@city.ube.yamaguchi.jp

(4) 質問等に対するヒアリング

提出された質問書のうち、市において確認が必要と判断したものについては、提出者に対して直接ヒアリングを行う。

市は、提出された質問等への回答を、令和5年12月中旬ごろ（予定）に、宇部市ホームページにおいて公表する。なお、公平を期するため、個別に回答は行わない。

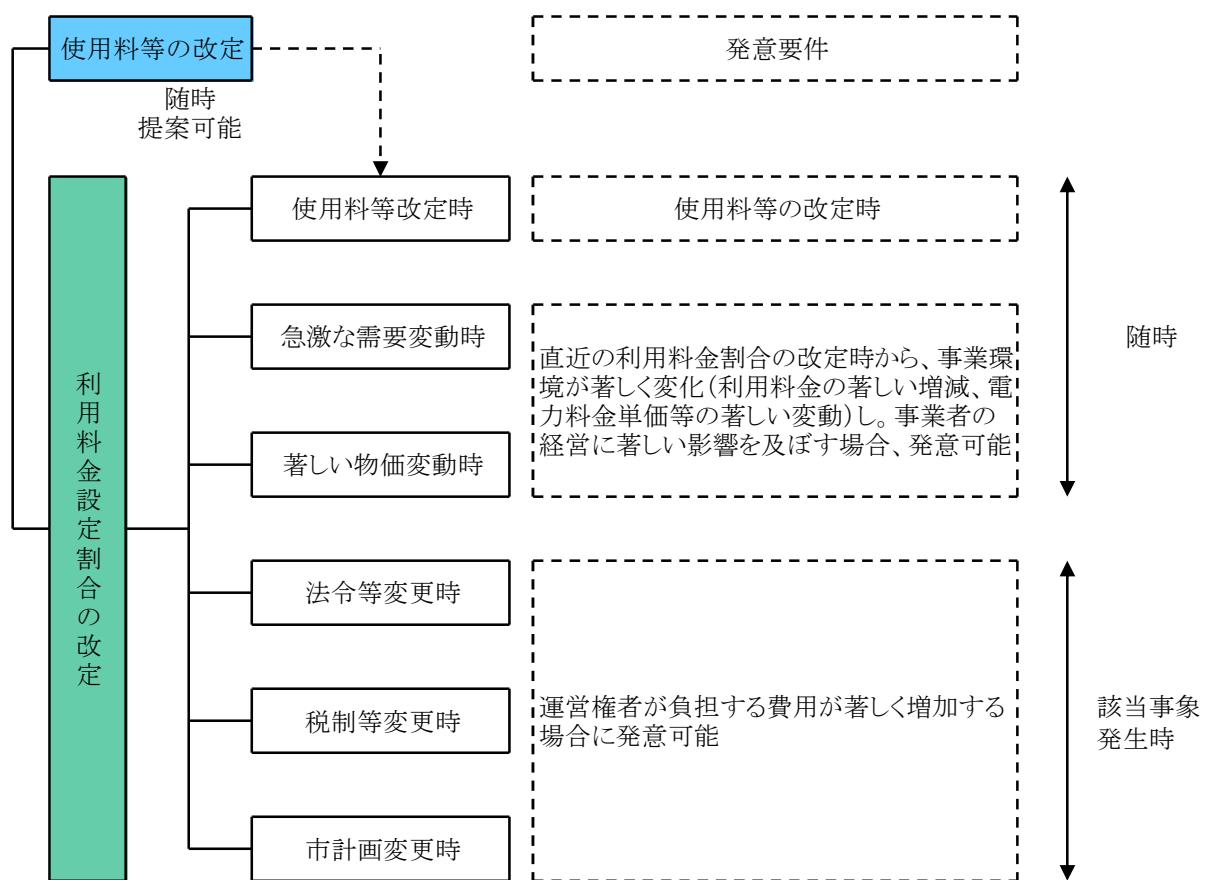
別紙1 PFI法等における用語と本事業における用語の関係性

PFI法並びに運営権 ガイドラインにおける用語		実施方針 における記載		本事業における整理		運営権	特定事業			
運営等	運営		経営		事業計画書の作成、実施体制の確保、財務管理、再委託、利用料金の收受、モニタリング等事業全体を管理・遂行すること		運営権範囲内	特定事業範囲内		
	維持管理	維持管理及び修繕		維持管理	西部浄化センターの運転管理、保守、点検、調査、清掃等当該施設の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないもの					
		修繕		修繕	所定の耐用年数内において機能を維持させるため、老朽化した設備又は故障もしくは損傷した設備の一部を取り換えること					
		資本的支出	改築	更新	所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、既存の設備を全て取り換えること					
				長寿命化	所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の設備の一部を取り換えること					
				附設	附帯事業の実施に必要な設備を導入すること※1					
建設・改修		任意		任意事業の実施に必要な設備を導入すること※2		運営権範囲外				

※1 附帯提案事業に関する工事とは、例えば、汚泥消化工程導入に伴う消化タンク設備や消化ガス発電設備の導入等をいい、その費用負担は義務事業の費用と同様に市とする。

※2 任意事業の実施に必要な設備の導入とは、例えば太陽光発電設備の導入等をいい、その費用負担は、事業者又は応募企業とする。任意事業は、特定事業の範囲内として実施することができる。これらの設備は、事業者の所有に属し、事業期間終了時に速やかに撤去し、事業開始前の原状に復するものとする。ただし、市が必要と認めるときは、市は残存価値を勘案して買い取ることができるものとする。

別紙2 利用料金設定割合の改定に関する事業者発意のケース



別紙3 リスク分担表

負担者の凡例

○：リスクを負担することを示す

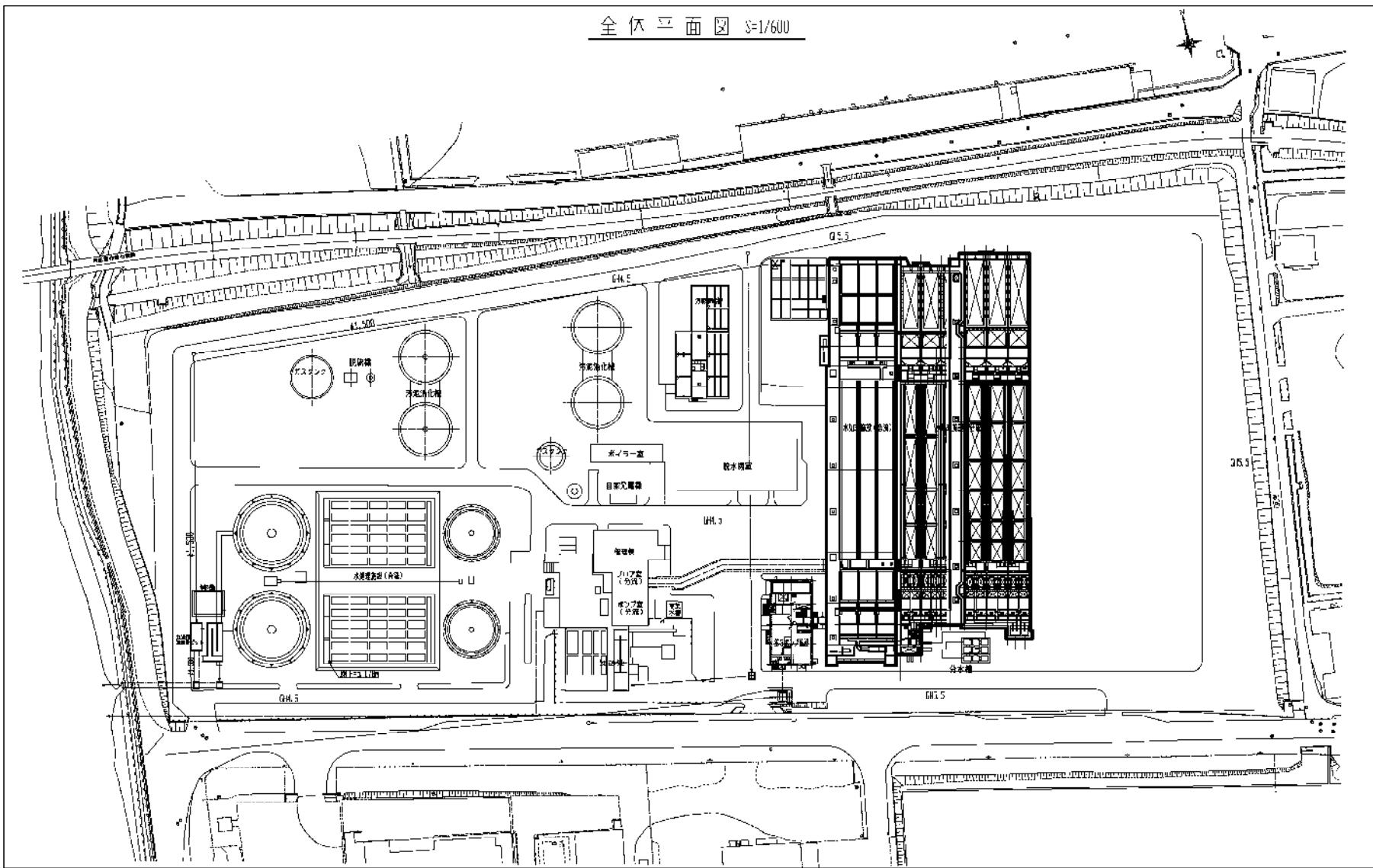
(○)：リスク事象の状況により、負担者と負担割合が変更する可能性があることを示す。

段階・区分	リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク対応の考え方
			市	事業者	
共通	制度	1 法令等変更 事業者にのみ適用される法令・通知等の変更であって、事業者に不当な影響を及ぼすもの	○		事業者のリスクを低減させ民間企業の参入意欲を喚起する観点から、市が一定の救済措置を講じる。
		上記以外で下水道法をはじめとする各事業に直接関係する法令・通知等の変更	○	○	市及び事業者に生じた損失は、各自負担する。
		上記以外（広く一般的に適用されるもの）		○	消防法改正による消防設備の設置が必要になった場合など。
	2 税制変更	当該事業に直接関係するもの	○		利用料金の消費税率変更、新税による増加費用など。
		上記以外（広く一般的に適用されるもの）		○	法人税率の変更など。
	3 許認可	市が取得する必要がある許認可	○		—
		事業者が業務実施上取得が必要となる許認可		○	—
	社会	4 住民対応 事業の推進及び施設の存在自体に起因する反対運動、訴訟、苦情等	○		—
		事業者の行為に起因して発生する反対運動、訴訟、苦情等	(○)	○	市も共に対応する方が解決しやすい場合もあるため、内容によっては市も対応する。
	5 第三者損害	要求水準等に従って事業を実施しても避けることのできないもの	○		騒音、悪臭、振動、電波障害など。
		施設の存在自体によるもの	○		
		事業者が改築した施設に起因するもの		○	事業者の業務実施において第三者に及ぼした損害は事業者が負担する。
		事業者の行為に起因するもの		○	—
	6 環境問題	事業者による施設の供用に伴い発生する騒音、振動、大気汚染、臭気等の環境問題		○	—
		施設の存在そのものに起因する環境問題	○		—
経済	7 金利・為替変動	資金調達に伴う利息の増加（利用料金改定規定の範囲内の場合）		○	
		資金調達に伴う利息の増加（利用料金改定規定の範囲を超える場合）	○		
	8 物価変動	利用料金改定規定の範囲内の場合		○	物価の変動に起因する事業者負担コストの増減に関しては、原則として、事業者が負う。
		利用料金改定規定の範囲を超える場合	(○)	○	ただし、必要に応じて利用料金設定割合の改定を行う。
	9 資金調達	事業者が調達する業務実施に必要な資金		○	—
		市側で調達する資金	○		—
その他	10 不可抗力	国庫負担法に該当する天災、人為的事象、その他等、通常の予見可能な範囲外のものであって、施設の運営に直接影響を及ぼす事象	○		国庫負担法に該当する天災は、原則、市側（国費負担）で負担する。
		指定する保険により対応可能な範囲		○	市が予め指定する保険により対応可能な範囲は、事業者が負担する。
		上記以外（事業者の経営努力で対応するもの）		○	国庫負担法に該当せず、保険によつても対応が不可能な不可抗力については、事業者が料金改定などの経営努力により事業維持を目指す。
		上記以外（経営努力で負担しきれないもの）	○		経営努力を行ってもなおリスクを負担しきれない場合については、市が負担する。
	11 業務遂行の中止・不能	市の要因に基づくもの	○		—
		上記以外		○	

段階・区分	リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク対応の考え方
			市	事業者	
	12 計画・設計・仕様変更	市側の事由に起因するもの	○		事業者が負担する費用が著しく増減する場合、市と事業者は利用料金設定割合について、協議を行う。
		事業者側の事由に起因するもの		○	
	13 譲渡手続き	運営権の設定等に必要となる登録免許税等の諸費用		○	—
	14 知的財産権侵害	本事業の実施に当たり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償		○	—
経営	15 情報の漏えい	市の帰責による個人情報や守秘義務情報の外部流出	○		—
		事業者の帰責による個人情報や守秘義務情報の外部流出		○	
	16 料金未払	使用料の滞納による利用料金収入の減少		○	原則として運営権者がリスクを負う
	17 需要変動	需要の変動に伴う利用料金の増減		○	需要に起因する利用料金の変動に関しては、原則として、事業者が負う。 ただし、必要に応じて利用料金設定割合の改定を行う。
		急激な社会情勢等の変化による需要の著しい変動に伴う利用料金の増減	○		
	18 政策転換	市の政策変更による事業の変更、中断、中止など	○		—
維持管理	19 水量の変動	流入水量の増減に伴う利用料収入・費用の増減	(○)	○	要求水準で設定した範囲を超える水量が流入する場合で、事業者が通常取りうる措置での対応が不可能な範囲は、市が負担する。
		施設能力を超える流入水量の増加に伴う費用増	○		
	20 水質の変動	定めた範囲内の流入水質変動に伴う処理費用の増減		○	施設能力を超える恒常的な水質の変化の場合には、基本的には市の負担とする。
		定めた範囲を超える流入水質変動に伴う処理費用の増減	○		
	21 施設の瑕疵	一定期間以内の突発修繕費増加、更新工事費増加	○		事業者選定時のデューデリジェンスや現地調査で把握することが困難なものは、市が負担する。
		一定期間後の突発修繕費増加、更新工事費増加		○	
	22 施設損傷	適切な維持管理を実施しなかったことに起因するもの	○		—
		市側の業務に起因するもの	○		—
		上記以外のもの		○	—
	23 電力供給	電力の供給停止、供給能力低下時であってバックアップにより通常対応可能と考えられる場合	○	○	—
		電力の供給停止、供給能力低下時であってバックアップで対応不可能な場合	○		—
	24 動力費の変動	著しい動力費の変動による費用の増減	○	○	当該変動に基づく利用料金設定割合の変更について協議する。
	25 薬品供給	薬品関係の供給停止、供給能力低下		○	事業実施にあたり通常想定されるものであり、事業者が負担する。
	26 汚泥処理	汚泥の受入先又は受入条件の変更による汚泥処理費用の増加	○	○	汚泥処理に関する提案による(一定以上の変動による場合、利用料金設定割合の変更について協議する)。
	27 発生汚泥	汚泥量、品質の変化に伴う処分費用の増加		○	—
	28 技術の陳腐化	保守サービスの終了等、事業開始後当初の技術が陳腐化し、新技術の導入が必要となった場合		○	事業実施にあたり通常想定されるものであり、事業者が負担する。
	29 技術革新	事業者が採用した技術での追加費用		○	—
		市の指示等による採用技術での追加費用	○		
	30 要求水準未達	維持管理業務の内容が要求水準書に定める水準に達しない場合		○	—
	31 業務内容変更	市の指示による運営業務の変更	○		—
	32 管理運営費の変動	市の事由による事業内容の変更等に起因する管理運営費の変動	○		—

段階・区分	リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク対応の考え方
			市	事業者	
調査設計	34 用地取得	事業者の事由による事業内容等の変更等に起因する管理運営費の変動		○	—
		工事予定地の確保	○		事業者の提案に基づき追加的に必要になった用地の確保については協議を行う。
	35 用地の瑕疵	工事に関する資材置き場等の確保		○	
		土壤汚染、地中障害物、埋設文化財等による事業の遅延、変更又は中止	○		募集要項等の提示資料から推測困難であるものは市が負担する。
	36 測量・調査	市が実施した結果に起因するもの	○		
		上記以外のもの		○	
建設	37 設計	市の提示条件の変更による遅延、費用増	○		—
		事業者の提案内容、判断の不備等による遅延、費用増		○	
	38 施工	市の指示や変更による遅延、費用増	○		—
		事業者側の事由による遅延、費用増		○	
	39 施設（設計）の契約不適合	事業開始後に事業者が整備した施設の契約不適合		○	標準工事請負契約の契約不適合責任期間の規定を準用する。
		著しい物価変動による工事費の増加	○	(○)	
附帯事業	40 工事費の増大	上記以外の理由による工事費の増加		○	標準工事請負契約のインフレスライド条項の運用規定を準用する。
		41 国補助金交付不足	○	(○)	
	42 附帯事業	国庫補助金等の要望額に対して、国からの交付額が相違する場合		○	市と事業者は協議の上、工事計画の見直しを行う。
	43 任意事業	附帯事業の不振、不履行		○	市側に帰責事由がない限り、事業者が負担する。
	44 入札手続	任意事業の採算性の悪化、事業の不履行		○	—
	45 提示資料	募集要項等の誤り	○		手続きの修正・変更など
その他 契約前	46 応募費用負担	本事業の契約に関する議決が市議会で得られない場合	○	○	市及び事業者に生じた損失は各自が負担する。
		募集要項等の提示資料の誤り	○		
	47 契約の未締結、遅延	応募に係る費用の負担		○	—
		市との帰責により契約締結できない、または契約手続きに時間を要する場合	○		—
	48 事業開始の遅延	事業者の責めにより契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合		○	
		市の事由による事業開始の遅延	○		市と事業者の手続き遅延など
事業終了	50 契約解除	事業者の事由による事業開始の遅延		○	
		不可抗力等による事業開始の遅延	○		—
	51 事業終了時の移管手続き	事業継続の必要がなくなった場合	○		
		事業者の債務不履行、不遵守等		○	
	52 事業終了時の施設状態	市側の事由により業務の継続履行が困難になった場合	○		—
		事業者側の事由により業務の継続履行が困難になった場合		○	
	施設移管手続きに伴う諸費用の発生、事業者の清算手続きに伴う損益等		○		—
	事業終了時の施設状態の要求水準の未達		○		—

別紙4 西部浄化センター一般平面図



別紙5－1 宇部市下水道処理区域一般平面図



別紙5－2 宇都市下水道処理区域一般平面図（西部処理区拡大）

